

条例案の正副委員長案に対する意見（12月18日委員会）及び意見への対応

項目	意見	対応案
定義	<p>①「行政機関等」から、国の行政機関と独立行政法人等を除外しなくてもよいのではないか。</p> <p>②国の機関を除く場合には、その処理（国につなぐこと）を明確にしておくことがよいのではないか。</p>	<p>①「差別を解消するための体制」を踏まえた整理が必要である。</p> <p>②他の道府県の状況などを参考にしつつ、対応を整理する（別添資料4）。</p> <p>③国での事案については、県が関係行政機関につなぐ役割を明確にすることが考えられる。</p>
基本理念	<p>○施策の推進に当たり、障がい当事者の意見聴取だけでなく、参画を保障することも重要である。</p>	<p>①障がい当事者が参画する三重県障害者施策推進協議会等の活用で、その趣旨を担保する。</p> <p>②施策の検証を行う仕組みを設ける場合、その仕組みへの参画を保障することとなる。</p>
合理的配慮	<p>○合理的配慮については、「最低限のもの」でとどまることがないよう、「絶えず改善に努め、障がい者と共に歩んでいく」という姿勢が伝わるような表現を取り入れてほしい。</p>	<p>①前文において、「不断の改善に努めること」の重要性を明らかにすることが考えられる。</p> <p>②「不断の改善に努めること」は、事前的改善措置の趣旨に読み込んでいく。</p>
差別を解消するための体制	<p>○機能が担保されるよう、なるべく具体的に規定すべきである（体制の見直しを含む）。</p> <p>○相談体制について、なるべく市町の体制との重複を避ける必要がある。また、相談員の専門性について、どの程度のものとするかについては、執行部との調整が必要である。</p>	<p>①（相談体制）相談員の職務内容などを条例で定める。</p> <p>②（紛争解決を図る体制）助言・あっせんの手続のほか、第三者機関の事務の内容などを定める。 ※別添資料5-1・5-2</p> <p>①市町の体制との重複をできる限り避けるよう制度設計を進める。</p> <p>②相談員の仕組みについては、執行部の意見を踏まえる。</p>

項目	意見	対応案
表彰	○事業者に限定せず、当事者なども対象にしてよいのではないか。	○事業者だけでなく、障がい当事者なども対象とすることが考えられる。
啓発活動	○障がいを「個性」として捉え、肯定的に考えることができるような啓発に取り組むことを条文で明らかにしたい。	○「障害者に対する肯定的認識を促進すること」（障害者権利条約第8条第2項(a)(ii)参照)を啓発活動の規定に盛り込むことが考えられる。
施策の推進体制	<p>①取組を効果的なものにするため、障がい当事者や県民が参画する検証の仕組みを取り入れたい。</p> <p>②合理的配慮の事例を把握し、それを基に取組を行えるよう、政策の循環を担保していくことが重要である。</p> <p>③相談や紛争解決手続を通じて明らかになってきた問題を点検し、それへの対応を検討する仕組みを取り入れたい。</p> <p>④合理的配慮の取組の検証などについては、障がい者差別解消支援協議会での調査審議事項として具体化していくとよいのではないか。</p>	○別添資料6のとおり。
条例の見直し	○見直し条項(3年ごとの見直しなど)を入れるべきである。	<p>①見直し条項を加える。</p> <p>②見直しは、1回限りとならないよう、定期的(例えば、「3年ごと」)なものとする。</p> <p>※別添資料7</p>